

給食施設における栄養管理指針

令和3年3月

東大阪市保健所



はじめに

近年、急速な高齢化や疾病構造の変化に伴い、がんや糖尿病、心疾患等に代表される生活習慣病が増加しています。特に、働く世代の男性を中心とした肥満者の増加や、若い女性のやせが課題となっており、予防をより重視した健康づくり対策が進められているところです。

健康増進法において、特定給食施設の設置者は、適切な栄養管理を行わなければならないとされており、「健康日本21（第二次）」「健康トライ21（第2次）」では、利用者に応じた栄養管理を実施している特定給食施設の増加が目標に掲げられています。

健康課題を改善するために、給食施設の設置者及び関係者の皆様に、給食の持つ役割を理解し、栄養管理をはじめ、衛生的かつ安全な給食管理を円滑に実践していただきたいこの指針を作成しました。

皆様の日常業務において、給食利用者はもとより、その家族や地域を含めた市民の健康づくりの推進に役立てていただけることを願っております。

東大阪市保健所長 松本 小百合



目 次

I	給食施設について	1
II	栄養管理について	5
III	利用者の健康管理について	23
IV	衛生管理について	24
V	危機管理について	25
VI	書類の整備について	27
VII	各種届出・報告について	37
VIII	参考資料	63

本指針は主に健康増進法に基づく給食施設における栄養管理について示したものです。
あわせて、各施設の関連法令等に基づき、適切な施設運営を行ってください。